

奈良市公告第100号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和7年5月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 たい肥化事業用機械等賃貸借
- (2) 業務場所 奈良市環境清美センター内
- (3) 契約期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60カ月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 業務概要 環境清美センター内で行う、草木類及び給食残渣を資源として、たい肥を生産するたい肥化事業を実施するにあたり、円滑な事業の実施を図るために必要な機械等を賃貸借する。（別紙仕様書のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7・8・9年度奈良市物品購入等入札参加資格者のうち、次に掲げるすべての事項に該当すること。

- (1) 令和5年4月1日から公告日までの間において、本市又は他の官公庁との賃貸借業務もしくは廃棄物の処理又は資源化に関する業務の契約実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
令和7年5月27日（火）から令和7年6月10日（火）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市廃棄物対策課（奈良市ホームページにも公表しています。）

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様に関して質問がある場合は、たい肥化事業用機械等賃貸借に関する質問書に質問事項を記入の上、電子メールにより提出してください。
ア 提出日時 令和7年6月4日（水）午後4時まで

イ 提出先 奈良市環境部廃棄物対策課
電子メールアドレス haikibutsutaisaku@city.nara.lg.jp
ウ 電話及び郵送、ファクシミリ等によるものは受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和7年6月6日(金)午前9時から令和7年6月10日(火)午後5時まで市ホームページに掲載予定。

5 現地見学及び説明

- (1) 仕様、設置に関して現地見学及び説明を希望する場合は、現地見学・説明申込書を電子メールにより提出してください。
- (2) 実施期間内において希望日時の調整を行います。
ア 実施期間 令和7年6月2日(月) 6月3日(火)
いずれも午後2時から4時30分の間

6 入札の場所及び日時

奈良市環境清美工場2階 見学者ホール
令和7年6月20日(金) 午後2時

7 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

8 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
ア 一般競争入札参加申請書
イ 業務実績調書及び令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの発注した当該業務と同様の契約実績が確認できる書類(契約書、仕様書等の写し)
※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。
ウ 会社概要(様式自由)
エ 入札物品承認申請書
入札物品が仕様書の条件を満たしていることが分かるもの(製品の仕様・規格・寸法が分かる書面、カタログ等)を添付のうえ提出し、入札参加申請までに廃棄物対策課長の承認を得ること。
オ 入札物品の設置図面
- (2) 入札参加申請方法
令和7年5月27日から令和7年6月10日(奈良市の休日を定める条例に想定する市の休日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に奈良市環境部廃棄物対策課に(1)の書類を持参してください。
- (3) 入札参加者の決定通知
令和7年6月12日に入札参加申請者に電子メール及び郵送にて通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

9 入札に関する事項

- (1) 入札方法
持参入札とします。
入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記

入してください。

入札書に記入する金額は、60カ月分の見積額を60で除した1カ月分（税抜き）の金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 郵送・電話又はファクシミリ等による入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

エ 入札書に署名または記名押印のない入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ケ 入札書の日付が入開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

10 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

(3) 入札に関する問い合わせ先

奈良市環境部廃棄物対策課 総務係

電話 0742-71-3001